

# 誓約書（入社時）

貴社に入社するに際し、以下の事項について誓約いたします。

## 第1条（就業規則の遵守）

就業規則及び関係規程並びに関係諸法令を遵守し、誠実に勤務いたします。

## 第2条（入社を取り消し）

選考時及び採用時に提出した履歴書、健康状態告知書、その他提出書類に虚偽の記載があったときは、採用を取り消され、又は雇用契約を解消されても異議ありません。

## 第3条（異動）

配置転換、移籍等、人事異動の命令を受けたときは、速やかに命令に従います※。  
※個別の労働契約により職種、配属先等を限定して採用された方を除きます。

## 第4条（相殺）

貴社から貸与を受けた物品につき、滅失、破損、未返却のときは速やかに弁済いたします。なお、私が労働債権を有するときは、労働債権から弁済すべき額を貴社が相殺することに同意いたします。

## 第5条（秘密保持の確認）

以下に示される貴社の技術上または営業上の情報（以下「秘密情報」という）に関する資料等一切について、原本はもちろん、そのコピー及び関係資料等を他に開示しないことを約束いたします。

- 一 製品開発、製造及び販売における企画、技術資料に関する情報
- 二 製造原価、価格決定等の情報
- 三 事業計画
- 四 他社との業務提携に関する情報
- 五 財務、人事等に関する情報
- 六 顧客情報
- 七 以上の他、貴社が特に秘密保持対象として指定した情報

## 第6条（秘密の帰属）

秘密情報は、私が創出又は取得した情報であっても、営業上創出又は取得されたものであり、貴社に帰属することを確認いたします。また秘密情報について私に帰属する一切の権利を貴社に譲渡し、その権利が私に帰属する旨の主張をいたしません。

## 第7条（退職後の秘密保持の誓約）

秘密情報については、貴社を退職した後においても、私自身のため、あるいは他の事業者その他の第三者のために開示、漏洩もしくは使用しないことを約束いたします。

## 第8条（競業避止義務の確認）

在職中に、役員、管理監督者、その他秘密情報を取り扱う立場となったときは、私は前条を遵守するため、貴社を退職した後も、次の行為を行わないことを約束いたします。

- 一 貴社と競業関係に立つ事業者※に就職または役員に就任し、営業侵害を行うこと。
- 二 貴社と競業関係に立つ事業者の提携先企業に就職または役員に就任し、営業侵害を行うこと。
- 三 貴社と競業関係に立つ事業を自ら開業または設立し、営業侵害を行うこと。

※「競業関係に立つ事業者」とは、単に会社と同業であることのみで指すのではなく、取扱品目、技術水準、営業地域、販売経路等の観点から、会社と競業する事業者を指します

## 第9条（損害賠償）

第5条から第9条に違反し貴社に損害を与えたときは、一切の損害を賠償することを約束いたします。

年 月 日

事業所：

使用者：

殿

住所

氏名